

『公務員による医療従事者のための基金』募金要項

募金名称

公務員による医療従事者のための基金

募金目的

新型コロナウイルスの影響下でも、収入が安定しているといえる公務員から、現場の最前線で危険を鑑みず働く医療従事者の方々へマスクや防護服、医療機器等の必要物品を届けたいという思いのもと、基金を立ち上げました。

公務員の皆様におかれましては、それぞれの現場で現状維持・回復に向けて尽力されていることと思います。しかし、新型コロナウイルスの混乱終息に関して、実際に一職員、一組織として貢献できることは限られている状況ではないでしょうか。日本の公務員数は平成 30 年度現在で、国家公務員が約 58 万人、地方公務員が約 274 万人おり、合計で 332 万人となります。そこで、組織の枠を超え公務員一丸となって、原状回復への想いを寄付として募り、医療現場へ届けることができれば、絶大な貢献が可能です。もちろん、賛同いただけるのであれば、公務員以外の方々からの寄付も受けたいと思います。ぜひ、この趣旨をご理解の上、国民のため、医療福祉のため、ご支援、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

募金目標額

特に定めはありません

日本全国の公務員の皆様の善意を日本全国の医療現場にお届けしたいと思えます。

募金期間

2020 年 4 月 24 日から 2020 年 12 月 31 日まで

当初は短期間ごとに締めて、早急に助成活動を行います。

募金金額

【個人の場合】特に定めません（ただし税制優遇を受けたい方は 10,000 円以上でお願いします）

【法人の場合】一口 100,000 円（一口以上）

お申し込み方法（必ず ①申込書を FAX してから ②送金してください）

① 寄付申込書のご提出をお願いいたします。

公益財団法人公益推進協会に「公務員による医療従事者のための基金」を受配者に指定して寄付することが可能です。その場合、特定公益増進法人への寄付とみなされ、税制上の優遇措置（所得控除）が認められています。追加寄付申込用紙は、当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードし、必要事項を記入の上、公益財団法人公益推進協会 『公務員による医療従事者のための基金』宛に FAX 又はご郵送ください。

② 寄付金のご送金をお願いいたします。

・下記の公益財団法人公益推進協会の銀行口座、又は郵便振替口座にお振込み下さい。

銀行の場合 三井住友銀行 赤坂支店（825） 普通 9404422

口座名義 ザイ）コウエキスイシンキョウカイ

郵便局の場合 口座番号00180-8-513089 公益財団法人公益推進協会

※振込手数料は寄付者ご本人様のご負担となりますのでご了承ください。

ご寄付に対する税制上の優遇措置があります

この寄附金は、特定公益増進法人への寄附金として、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。また一部の自治体では、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

■ 個人の方が寄付をする場合の税制優遇について

◎所得税

当基金へのご寄附は、寄附金控除としての対象となります。さらに租税特別措置法に基づく税額控除に関わる証明書を受けており、これによって、「税額控除」または「所得控除」いずれか有利な方式を選択し、寄附金控除を受けることができます。多くの場合「税額控除」を選択された方が税額は従来よりも少なくなります。控除を受けるためには、確定申告を行なうことが必要です。当財団が発行する受領証を添付して税務署に申告してください。また、税額控除を選択される場合は、「税額控除に係る証明書」もあわせて添付してください。

確定申告の時期は毎年2月16日から3月15日までです。（土日の場合は翌日か翌々日）

勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

（所得税法施行令第217条第1項第3号）

A. 【寄附金控除（税額控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得税から控除されます。

$$(\text{寄附金合計額※1} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除額※2}$$

B. 【寄附金控除（所得控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得税から控除されます。

$$(\text{寄附金合計額※3} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率※4} = \text{控除額}$$

※3 年間所得金額の40%が限度となります。

※4 所得税率は年間の所得金額によって異なります。詳しくは国税庁のホームページにてご確認ください。

◎個人住民税

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄附金が、個人住民税の軽減措置（寄附金控除）の対象となります。（全国一律ではありませんので、お手数ですが、対象となるかについてはお住まいの各自治体にお問い合わせください。）

○ 寄附金額から、2千円を差し引いた額の

- ・ 都道府県指定の場合は、4%が個人都道府県民税の税額控除となります。
- ・ 市区町村指定の場合は、6%が個人市区村民税の税額控除となります。

所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄附金控除も合わせて申告できます。

確定申告用紙の第二表の「住民税に関する事項」の「条例指定分」の欄に寄附金額をご記入いただき、当財団発行の受領証を添付してください。

転居された場合、旧住所の受領証では寄附金控除を受けられない場合もありますので、転居された方は早めに当基金までご連絡ください。対象となる寄附金の上限額は、年間所得の30%です。

◎相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産に相続税が課税されません。

なお、相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内とされています。

（租税特別措置法施行令第40条の3第1項第3号）

※税金のお問い合わせについては、お近くの税務署や税務相談室に直接お尋ね下さい。

■ 法人が寄付をする場合の税制優遇について

◎特定公益増進法人に対する寄附金の特例

特定公益増進法人に対する寄附金は、その寄附金の合計額と寄附金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

◎必要な手続き

決算時に、確定申告書寄附金の損金算入に関する明細書と当財団が発行の受領証を添付して下さい。

(法人税法施行令第77条第1項第3号)

※損金に算入できる限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。

詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。

お問い合わせ先

公益財団法人公益推進協会 『公務員による医療従事者のための基金』担当高野

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814 e-mail: info@kosuikyo.com